

陳情第49号	受理年月日	平成26年3月14日
付託委員会	環境建設委員会	
陳情者	戸畑区新池1丁目5-5（戸畑けんわ病院内） きれいな空気を取り戻し健康を守る会 会長 来田 時子 ほか1団体	
件名	PCB処理の延長反対について	
要旨	<p>昨年10月、環境大臣より北九州市に対して、PCBの処理延長が要請され、今のところ市長は返事を保留している。</p> <p>私たちは、市民が安全で健康に暮らす権利を守ろうと考え、行動している団体であり、また、公害により直接被害をこうむった患者である。その立場から、北九州市にこれ以上の危険物を持ち込むことに反対である。何より、カネミ油症事件によって人生を狂わされ、苦しんでいる人が暮らしている町であることを、市議の皆さんに考えていただきたい。</p> <p>まず、今回の要請に先立ち、環境省は、PCBの全量を把握していない。その見通しの甘さから見て、北九州市でこれからの10年を引き受けたら全量処理できるとは思えない。したがって、期限についての約束が守られるという保障はなく、市民は危険と背中合わせの生活が強いられる。</p> <p>次に、今回の処理延長案では、これまで以上に広範囲から処理対象物を受け入れるようになっているようで、移動距離が長くなれば、それだけリスクは高くなる。移動に伴う費用負担等から、処理に回さず、不法投棄する業者も出てくるかもしれない。北九州市に運ぶより、人口の集中する大阪、名古屋、東京などの大都市の周辺に処理施設をつくったほうが合理的ではないだろうか。</p> <p>要請を受け入れることは、長期間にわたって市民を危険にさらすことである。問題を感じない人はPCBの毒性をわかっていないのだろう。PCBが人体や生態系に有害なのは、たとえ25メートルプールに1滴程度の低濃度でも、食物連鎖に濃縮され、人体に蓄積されるからである。</p>	

(続 く)

10年前に若松の埋め立て地に野積みされていた変圧器やコンデンサーから流れ出したPCBがどのように響灘に拡散したかわからない上に、海拔の低い土地に建てられた処理工場が想定外の自然災害でダメージを受けるかもしれないことなどの状況を考えると、現在未処理分の処理を急ぎ、処理事業から早々に撤退するべきではないだろうか。

については、ストックホルム条約を守る立場からも、まず環境省に現在日本にある全てのPCBの把握及びその全量処理に本気で取り組むことを要請するとともに、市民の安全と健康を守る立場から処理延長に反対の立場を表明されたい。